

JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の公衆審査における意見への対応

意見者	意見内容	対応（回答）	備考
1名	<p>1. 規格名称について、「原子力発電所の防災対策指針」又は「原子力発電所の災害対策指針」に変更する。</p>	<p>「緊急時対策」については、解説1.1の2項に“「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」を包含させるもの”と記載しており、この指針の使用にあたって混乱を生じさせないようにしています。また、JEAG4102-1996「原子力発電所の緊急時対策指針」については、これまでの使用実績との継続性を持たせるため、原子力災害対策特別措置法等の法令に基づく手続きなどについても適切に反映し、改定を行う方針としました。このため現行の名称が適切であると判断しています。</p> <p>なお、国際的な面での名称の理解のされやすさの観点からも、現行の名称が適切であると考えています。</p>	
	<p>2. 適用範囲について、「緊急時対策」を趣旨をより明確にするため、「原子力災害対策」に変更する。</p>	<p>「緊急時対策」については、解説1.1の2項において「緊急時対策」とは「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」という防災基本計画の基本的な項目を包含させるものとしている。</p> <p>と説明しています。</p>	
	<p>（理由）</p> <p>1.1 目的において、JEAG4102は、原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づき、原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画の作成等に関する指針とされています。原災法では、その目的は、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することとし、第3条においても、原子力事業者の責務は、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずること等とされ、緊急時対策という用語は使用していません。</p> <p>目的が防災業務計画の作成等となっているので、緊急時対策という用語は適切ではないと思います。</p> <p>なお、本指針案の定義にも、「緊急時対策」が記載されていないので、何を指すのか不明確ではないでしょうか。</p>	<p>原子力事業者の責務である「原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずること」については、本指針の緊急時対策を実施することで遂行できると考えています。</p>	

以上